

調査委託研究紹介

「ベトナム・カンボジア・ラオス民法にかかる比較調査」
～インクルーシブな発展のための民法典整備の意義に関する基礎調査～

法務総合研究所 国際協力部

教官 横山 栄 作

ベトナム、カンボジア及びラオスを含むメコン地域には、近年、多数の日系企業が進出するようになってきている。特に、ベトナムは日系企業の工場が集積するサプライチェーンの重要拠点となっているし、自然災害への対応や労働市場の逼迫により、タイからカンボジアやラオスに製造工程の一部を移管する動き、いわゆるタイ・プラス・ワンというビジネスモデルも生まれている。メコン地域で活動する日系企業や、メコン地域への進出を考えている日系企業にとって、ベトナム、カンボジア及びラオスの動向への関心は、ますます高まってきていると言えるだろう。

経済活動の充実に、法制度の整備は欠かせない。

これら3か国は、いずれも日本の法制度整備支援の下、基本法である民法の起草が行われた。ベトナムについては、2005年及び2015年に民法改正が行われ、カンボジアにおいても2007年に民法が公布されている。ラオスでは、民事関連法を一つの民法典にまとめるための起草活動中であるが、近い将来、新しい民法が成立することは疑いないだろう。

これら3か国の民法を横断的に比較することで、各国が持つ法的な利点、抱える課題が明らかになるはずだが、不幸にして、これら3か国の民法を横断的に比較検討した研究・文献は見当たらなかった。

そこで、今回の調査委託事業では、ベトナム・カンボジア・ラオス民法にかかる比較調査・検討を依頼することにした。その結果が本報告書にまとめられている。

本報告書を執筆された松尾弘教授は、慶応義塾大学大学院法務研究科に籍を置く民法学者であり、ベトナム、カンボジア、ラオスの民事関係法令の起草支援にも携わってこられた、第一線の研究者である。

本報告書は、ベトナム・カンボジア・ラオス民法について、民法の一般法理、民法総論分野から、物権法、債権法、担保法に加えて、親族法まで網羅した、充実した内容となっている。分野・論点毎に整理されていることから参照も容易であり、ベトナム、カンボジア及びラオスにおいて経済活動を行うに当たって、非常に参考になる報告書であると言える。それぞれの分野毎の課題も指摘されているなど、今後の法制度整備に対する提言と言える部分もあり、その意味でも有用である。

法律はあまり詳しくないけれど興味はあるという方がいれば、ぜひ法制史の部分を読むことをお勧めしたい。非常に興味深く、面白いと感じることだろう。

以上